

## 税理士法施行規則（抄）

昭和26年 6月15日大蔵省令第55号

平成30年 7月17日財務省令第55号改正まで

### （申告書等）

**第1条** 税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）第2条第1項第二号に規定する財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。